

個人住民税における寄附金税額控除の対象寄附金

寄附金の区分		所得税		個人住民税	
		所得控除	税額控除		
1 国に対する寄附金		○	—	×	
2 地方団体に対する寄附金		○	—	○〔ふるさと納税〕	
3 指定寄付金(公益を目的とする事業を行う法人(国立大学法人等)又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの)		○	—	○ (※3)	
4 特定 公益 増進 法人 に 対 す る 寄 附 金	① 独立行政法人	○	—	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 都道府県・市区町村が 条例で指定すれば ○ </div>	
	② 試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人	○	—		
	③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社	○	—		
	④ 公益社団法人・公益財団法人(旧民法34条により設立された法人で科学技術の研究などを行う特定の法人等を含む(平成25年11月までの経過措置))	○	○ (※1)		
	⑤ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	○	○ (※1)		
	⑥ 社会福祉法人	○	○ (※1)		
	⑦ 更生保護法人	○	○ (※1)		
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	—	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 都道府県・市区町村が 条例で指定すれば ○ </div>	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(平成25年11月までの経過措置)		○	—		
7 N P O に 寄 附 金 に 対 す る 法 人	① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人 (※平成23年度改正前は国税庁長官が認定)	○	○		
	② ①以外のNPO法人	×	—		
8 政党等に対する政治活動に関する寄附金		○	○ (※2)		×

(※1) PST要件と同様の要件と情報公開の要件を満たすものに対する寄附金

(※2) 政党及び政治資金団体に対する寄附金

(※3) 住所地の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金